平成２１年（フ）第１１９５号
兵庫県姫路市花田町上原田577番地
破産者　林　　龍彦
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市名神町１丁目11番１―401号
破産者　木戸　康文
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市東難波町４―２―39、住民票上の住所兵庫県尼崎市建家町25番地レジデンスミイチ403号
破産者　森定　正雄
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７６号
兵庫県西宮市大畑町10番16―105号、前住所兵庫県西宮市越水町13番５号
破産者　城井田隆志
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８７号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―719号
破産者　小谷　直樹
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１２号
兵庫県西宮市枝川町14番95―302号
破産者　西園　真輔
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２２号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目21番地の21　オカザキハイツ218号
破産者　奥野電気こと　奥野　愼司
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９１号
奈良市南紀寺町３丁目292番地　第14号市営住宅第212号
破産者　中田久美子
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２２号
奈良市法華寺町1340番地の３
破産者　下田美由紀
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８９２号
熊本市月出８丁目３番５号
破産者　宮口　和昭
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６号
熊本市三郎１丁目５番22号
破産者　山本　待子
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目25番47号　サイセリア米盛201号
破産者　木下勇一郎
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９１１号
札幌市西区平和２条５丁目８番43号
破産者　脇田　絹江
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７６号
札幌市北区麻生町６丁目１番４号　第１コーポ山平10号
破産者　稲垣　勝敏
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
北海道岩見沢市幌向南１条５丁目398―17、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西12丁目３番地16
破産者　峯　　繁一
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４４９号
盛岡市川目第11地割46番地９
破産者　吉田　妙子
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９１号
仙台市太白区長町南３丁目34番８―307号
破産者　堀内　廣志
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
仙台市泉区根白石字町西上４番地の４　グランデュール横山102
破産者　作田　君枝
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
埼玉県行田市持田２丁目18番30号
破産者　小林　周一
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１０号
埼玉県深谷市西大沼393番地２　レオパレス21アイビーＫＡＮ102号
破産者　木村　美幸
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部